

新潟市オフィスリノベーション補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、情報通信関連産業等の立地による雇用機会の増大及び中心市街地の活性化を図るため、特定地域において、質の高いオフィスビル等を新たに改修等を行うビル所有者又はマスターリース契約を締結している賃借人（以下「ビル所有者等」という。）に対して、予算の定めるところにより、改修に要した経費に対する補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 特定地域 別表第1に定める地域をいう。

(2) オフィスビル等 事業所等（「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」（総務省通知平成22年4月1日総税市第16号）第1章第1節6－（1）に定める事務所等をいう。）のうち 店舗及び宿泊施設等を除いたものをいう。

(3) OAフロア化 床の上にネットワーク配線などの空間をとり、その上に別の床を設けることをいう。

(4) トイレの改修 入居企業の雇用者が主に利用するトイレの便器取り換え、乾式床変更、洗面台変更等をいう。

(5) 改修等 オフィスビル等のリフォームのうちOAフロア化及びトイレの改修（新設を含む。）をいう。

(6) 入居予定企業 新潟市デジタル・イノベーション企業立地促進補助金交付要綱第5条及び本社機能施設立地促進事業補助金交付要綱第4条による補助金の交付の指定の申請をするものをいう。

(7) 入居企業 新潟市デジタル・イノベーション企業立地促進補助金交付要綱第10条及び本社機能施設立地促進事業補助金交付要綱第9条による補助金の交付の申請をするものをいう。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の補助対象者、補助対象経費、補助要件及び指定又は交付要件、並びに額及び限度額は別表第2のとおりとする。

(補助金の交付の指定の申請)

第4条 前条の規定による補助金の交付の指定を受けようとするビル所有者等及び入居予定企業は連名で、補助金交付指定申請書（別記様式第1号）に別表第3に掲げる提出書類その他市長が必要と認める書類を添付して、同表に定める申請期限までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の指定に係る申請の対象である事業の内容により必要がないと認める場合は、前項に定める書類の全部又は一部を省略させることができる。

(補助金の交付の指定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、これを審査し、適当と認めると

きは補助金の交付の指定を行うものとする。この場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、これに公害防止に関する事項その他条件を付することができる。
(指定の通知)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付の指定を行った場合は、その指定の内容（指定の条件を付したときは、その指定の内容及び条件）を補助金交付指定通知書（別記様式第2号）により、指定を行わなかったときはその旨を、当該申請をしたビル所有者等に通知するものとする。
(届出)

第7条 補助金の交付の指定を受けたビル所有者等は、次に掲げる事由が生じた場合は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 補助金の交付の指定対象となった事業（以下「指定対象事業」という。）内容を著しく変更したとき。
- (2) 指定対象事業を休止、又は廃止したとき。
- (3) 入居企業が操業を開始、休止、又は廃止したとき。

2 前項の規定により届出をしようとするビル所有者等は、指定対象事業変更届（別記様式第3号）、指定対象事業（休止・廃止）届（別記様式第4号）、操業開始届（別記様式第5号）又は操業（休止・廃止）届（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。
(補助金の交付の指定の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付の指定を受けたビル所有者等が、次のいずれかに該当する場合は、その指定を取り消し、補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の指定を受けたとき。
- (2) 指定対象事業を中止し、又は廃止したとき。
- (3) 補助金の交付の指定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) その他条例、規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、補助金の交付の指定を受けたビル所有者等が、前項のいずれかに該当する場合は、指定取消等通知書（別記様式第7号）により、当該補助金の交付の指定を受けたビル所有者等に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第9条 補助金の交付の申請をしようとするビル所有者等は、補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第8号）に別表第3に掲げる提出書類その他市長が必要と認める書類を添付して、同表に定める申請期間内に市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助金交付対象事業の内容により必要がないと認める場合は、前項に規定する書類の全部又は一部を省略させることができる。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定により提出された書類について、審査の結果が交付要件に合致した場合は、予算の範囲内において補助金を交付する。

(報告又は調査)

第11条 市長は、補助金の交付に関し必要がある場合は、補助金の交付指定を受けた者に対し、

報告を求め、又は当該職員をして調査させることができる。

(地位の承継)

第12条 補助金の交付の指定を受けたビル所有者等が当該補助金の交付の指定に係る事業を譲渡した場合は、当該事業の譲受人は、市長の承認を得て、当該補助金の交付の指定を受けたビル所有者等の地位を承継することができる。

2 補助金の交付の指定を受けたビル所有者等について合併又は分割（それぞれ補助金の交付の指定に係る事業を承継させるものに限る。以下同じ。）があった場合は、合併後存続する法人、合併により設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人は、市長の承認を得て、当該補助金の交付の指定を受けたビル所有者等の地位を承継することができる。

3 前2項の規定により補助金の交付の指定を受けたビル所有者等の地位を承継しようとするビル所有者等は、指定事業承継承認申請書（別記様式第10号）を市長に提出しなければならない。

(国県等の補助制度との重複)

第13条 補助金の交付の指定を受けたビル所有者等に対して、国、県その他の地方公共団体又は産業支援機関の制度により、指定対象事業への補助金等の交付があった場合は、補助金の交付はしない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第5条の規定による指定を受けた者に対するこの要綱の規定の適用については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の新潟市オフィスリノベーション補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に補助金の交付の指定をした者について適用し、施行日前に指定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新潟市オフィスリノベーション補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に補助金の交付の指定をした者について適用し、施行日前に指定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

別表第 1（第 1 条、第 2 条関係）

特定地域



別表第2（第3条関係）

補助対象者	以下（１）から（３）に掲げる要件すべてを満たすもの （１）特定地域内にオフィスビル等の建物を所有すること（以下、「ビル所有者等」という。）。 （２）補助対象事業を実施すること。 （３）市税を滞納していないこと。
補助対象経費	ビル所有者等が実施する改修等のうち入居企業が賃貸する階層に係る以下の直接工事費（消費税額を除く。）とする。 （１）ＯＡフロア化による改修 （２）トイレの改修（新設を含む。） ただし、その入居企業の賃貸する階層以外の部分及びオフィスビル等の全体の運営に供する設備、インフラ又は主な利用者が入居企業の雇用者以外の設備の改修等は対象外とする。また、既に設置されている場合も対象外とする。
補助要件及び指定又は交付要件	以下（１）から（４）に掲げる要件すべてを満たすこと。 （１）特定地域に、入居予定企業と当該オフィスビル等にかかる賃貸借契約（管理委託者等を仲介するものを含む。）を締結し、かつ、当該入居予定企業が当該オフィスビル等のリフォーム後に入居すること。 （２）当該入居企業は、新潟市デジタル・イノベーション企業立地促進補助金交付要綱又は新潟市本社機能施設立地促進事業補助金交付要綱に定める補助金の交付の指定を受けようとする企業とする。 （３）１階層１００坪以上のオフィス等で、一定の連続性が認められるオフィス部分の延床面積が５０坪以上の賃貸契約の範囲とする。 （４）補助金の交付指定の決定を受けた後に改修等に着手すること。
額及び限度額	補助対象経費（ただし、消費税額は除く。）の１／４以内の額（その額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）とし、５百万円を限度とする。

別表第3（第4条、第9条関係）

指 定 申 請		交 付 申 請	
申請期限	提出書類	申請期間	提出書類
入居予定企業との賃貸借契約日又は改修等の工事着工日のうちいずれか早い日の10日前	(1) 改修等事業計画書 (2) 改修等に関する配置図及び設計図（写し） (3) 改修等にかかる予定価額を明らかにする書類及びその明細書（写し） (4) 賃貸借契約書（案）（写し） (5) 登記事項証明書（法人の場合に限る。）又は住民票の写し（個人の場合に限る。） (6) 改修等を行う建物の登記事項証明書 (7) 最新の決算書（写し）（法人の場合に限る。） (8) 改修等の工事を行う予定箇所の全景及び対象工事を行う場所の現況を示す写真（申請日前2週間以内に撮影されたものに限る。） (9) 市税の納税証明書 (10) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書 (11) その他市長が必要と認める書類	入居企業が操業開始後1年を経過した日から1か月以内	(1) 改修等事業報告書 (2) 契約書等改修等に要した価額を明らかにする書類及びその明細書（写し） (3) 改修等の費用の請求書（写し） (4) 改修等の費用の領収書（写し） (5) 改修等の完了を明らかにする書類（写し） (6) 賃貸借契約書（写し） (7) 改修等の工事現況写真（対象経費部分に該当する部分で、工事途中に撮影されたものに限る。） (8) 改修等の完了後の写真 (9) 市税の納税証明書 (10) その他市長が必要と認める書類

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

住 所

申請者 名 称

（ビル所有者等） 代表者名

住 所

共同申請者 名 称

（入居企業） 代表者名

補助金交付指定申請書

新潟市オフィスリノベーション補助金交付要綱第 4 条の規定に基づく補助金交付の指定を受けた
いので、関係書類を添えて申請します。

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印
(担当)

補助金交付指定通知書

年 月 日付けで申請のあった新潟市オフィスリノベーション補助金交付要綱第 4 条の規定による指定申請について、同要綱第 5 条の規定により下記のとおり指定しましたので、同要綱第 6 条の規定により通知します。

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	第 号
指 定 事 項	

年 月 日

（宛先）新潟市長

住 所

申請者 名 称

代表者名

住 所

共同申請者 名 称

（入居企業） 代表者名

指 定 対 象 事 業 変 更 届

指定対象事業の内容等を変更したいので、新潟市オフィスリノベーション補助金交付要綱第 7 条の規定により次のとおり届出します。

指定年月日 指定番号	年 月 日 第 号
変更年月日	年 月 日
変更事項	
変更理由	

年 月 日

（宛先）新潟市長

住 所

申請者 名 称

代表者名

住 所

共同申請者 名 称

（入居企業） 代表者名

指定対象事業（休止・廃止）届

指定対象事業を（休止・廃止）したので、新潟市オフィスリノベーション補助金交付要綱第7条の規定により次のとおり届出します。

指定年月日 指定番号	年 月 日 第 号
休止・廃止 年月日	年 月 日
休止・廃止の 理由	
今後の見通し	

年 月 日

（宛先）新潟市長

住 所

申請者 名 称

代表者名

住 所

共同申請者 名 称

（入居企業） 代表者名

操 業 開 始 届

入居企業が操業を開始したので、新潟市オフィスリノベーション補助金交付要綱第 7 条の規定により次のとおり届出します。

指定年月日 指定番号	年 月 日 第 号
操 業 開 始 年月日	年 月 日

様式第 6 号（第 7 条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

住 所

申請者 名 称

代表者名

住 所

共同申請者 名 称

（入居企業） 代表者名

操 業 （ 休 止 ・ 廃 止 ） 届

入居企業が操業を（休止・廃止）したので新潟市オフィスリノベーション補助金交付要綱第 7 条の規定により次のとおり届出します。

指定年月日 指定番号	年 月 日 第 号
休止・廃止 年月日	年 月 日
休止・廃止の 理由	
今後の見通し	

様式第 7 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印
(担当)

指 定 取 消 等 通 知 書

新潟市オフィスリノベーション補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記の処分をしたので通知します。

指定年月日 指定番号	年 月 日 第 号
指定取消 年月日	年 月 日
交付停止 年月日	
処分該当条項	
処分事項	

年 月 日

（宛先）新潟市長

住 所

報告者 名 称

代表者名

補助金交付申請書兼実績報告書

新潟市オフィスリノベーション補助金交付要綱第 9 条の規定に基づく補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

指定年月日 指定番号	年 月 日 第 号	
交 付 申 請 補 助 金	補 助 金 の 名 称	交 付 申 請 額

（注） 交付申請額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てて記入してください。

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印
（担当 ）

補助金交付決定及び確定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金について、新潟市オフィスリノベーション補助金交付要綱第 1 1 条及び新潟市補助金等交付規則により、下記のとおり交付の決定及び確定をしましたので通知します。

補助金の名称	新潟市オフィスリノベーション補助金
交付決定額及び確定額	金 円
補助金事業の目的及び内容	

年 月 日

（宛先）新潟市長

住 所

申請者 名 称

代表者名

指定事業承継承認申請書

下記のとおり補助金の交付の指定を受けたビル所有者等としての地位を承継したいので、新潟市
オフィスリノベーション補助金交付要綱第 12 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

指定年月日 指定番号	年 月 日 第 号	
指定事業者	事業者名	
	所在地	
承継事業者	事業者名	
	所在地	
承 継	年月日	年 月 日
	事 由	

添付書類

- 1 補助金の交付の指定を受けた事業の譲受人にあつては、当該事業の譲渡を証する書類
- 2 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により事業を承継した法人
にあつては、当該法人の登記事項証明書